

# 抵当権設定登記手続き

## Mortgage

### 必要書類

リベリアにおいて抵当権を設定登記する方法は2通りあり、「電子登記」と従来からの「紙ベースでの登記」からお選びいただけます。必要書類は、下記のとおりです。

#### 1) 抵当権書類 "Mortgage" (電子登記の場合：署名済みコピー1部、紙ベース登記の場合：原本3部)

抵当権設定者“Mortgagor”による署名・公証済みのもの

※公証に代えて、リベリアスペシャルエージェントによる署名の認証・証明も可

抵当権書類には、下記の項目を含めてください。

a) 対象船舶における抵当権設定者の権利と抵当権を設定する権利

b) 抵当権によって担保される直接もしくは条件付き債務の根拠となる書類の名称と日付、およびその関係者名称

c) 抵当権によって担保される直接もしくは条件付き債務の価額

#### 【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

先に登記されているすべての優先する抵当権の登記の詳細（登記台帳番号およびページ番号）を必ず記載してください。

※債務の根拠となる書類の添付は、抵当権設定登記の要件ではありません。

※電子登記の場合、登記完了後に返却する裏書きページも電子版（PDF ファイル）となりますので、ご注意ください。

#### 2) 抵当権設定者 “Mortgagor” 署名権限確認書類 (電子登記・紙ベース登記の場合いずれも：コピー1部)

※【**抵当権書類のご署名者が、登録船主の役員取締役もしくは権限のある従業員である場合**】署名権限確認書類のご提出は不要です。

抵当権設定者“Mortgagor”発行の、抵当権書類に署名するための権限を確認するもの

抵当権設定者“Mortgagor”の役員取締役、もしくは権限のある従業員により署名されたもの

抵当権設定登記日より遡って1年以内に発行されたもの

署名権限確認書類には、下記の項目を含めてください。

- a) 抵当権設定者名
- b) 本船名、および本船のリベリアオフィシャルナンバー
- c) 抵当権書類の目的（「第一抵当権の登記」 'to record a First Preferred Mortgage' など）
- d) ご署名者様氏名（ご署名欄）
- e) ご署名者様肩書（ご署名欄）

署名権限確認書類は、以下2つのうち、いずれかの形式でご準備ください。

i) 取締役会決議 “*Board Resolution*”

ii) 委任状 “*Power of Attorney*”

公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証・署名証明したもの

抵当権設定者“Mortgagor”が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本1部を併せてご提出ください。

### 3) “*Memorandum of Particulars*”（電子登記・紙ベース登記の場合いずれも：コピー1部）

抵当権設定者“Mortgagor”による署名済みのもの

【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

### 4) 抵当権者 “Mortgagee” の同意書 “*Consent*”（電子登記・紙ベース登記の場合いずれも：コピー各1部）

先に登記されている抵当権のすべての抵当権者“Mortgagee”から、それぞれ同意書を取り付けてください。

抵当権者“Mortgagee”のレターヘッドに、役員取締役もしくは権限のある従業員が署名したもの

#### リベリアスペシャルエージェントによるご署名の認証・証明について

都度面前で登記書類にご署名いただく「**認証 (Acknowledgement)**」と、事前に一度面前でご署名いただいたサインを登録し以後はご署名済み書類の提出のみで登記申請できる「**証明 (Certification)**」の2通りがございます。ご希望の場合は、詳細をお尋ねください。

## 書類提出先・提出時期

- ・ **ドラフト**

登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。

- ・ **署名済みコピーもしくは原本**

事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類のコピーもしくは原本を、ご希望の登記日時までに、リスカジャパンまでご提出ください。

## 費用

\$660.00 + \$35.00 (送金手数料)

## 登記に要する日数

ご希望日当日に完了